

第5回民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室
民間資金等活用事業推進室

第5回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成12年3月31日（金） 16:00～17:30

場 所： 総理府3階特別会議室

1. ガイドラインについて
2. その他

出席者

【委員・専門委員】

樋口委員長、西野委員長代理、飯田委員、奥野委員、高橋委員、原委員、
前田委員、山内委員、

有岡専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、美原専門委員、山下専門委員

【事務局】

竹島内閣内政審議室長、白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、
古谷企画官、清水企画官

樋口委員長 それでは、皆様大変お忙しいところありがとうございます。ただいまより第5回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日の議題はまずガイドラインについてでございます。PFI事業の基本方針につきましては、去る3月10日に本委員会に付議されまして、3月13日付けで官報告示が行われたことは皆様御承知のとおりであります。

10日の委員会は、かねて申し上げておりましたとおり正委員のみで開催させていただきましたが、当日御参加を願わなかった専門委員の方々には、本日この席でこの間の御審議に御協力いただいたことに御礼を申し上げます。

基本方針の策定により、いよいよPFI事業を実施することができるようになったわけではありますが、その円滑な実施を図っていくため、実務上の参考指針をガイドラインとして明らかにすることが有益であると考えられ、委員の皆様においては、ほぼそのような御意見で一致しておられたと存じます。

政府においても同様の考えから、当委員会ですらガイドラインについて調査審議することを求めています。したがって、当委員会においては、今後ガイドラインについての調査審議を進めてまいりたいと存じます。

本日は、まずこのガイドラインについてフリーディスカッションを行いたいと思います。そのポイントについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

白須室長 では、お手元の資料1という紙に「ガイドライン・フリーディスカッション用メモ」ということで、ポイントということでごく簡単に書かせていただいております。大きく分けまして、1つは、まずどの分野を重視するかという点、もう1つは、どういうやり方で進めるかということでご提示させていただいております。

どの分野という点につきましては、先般来の基本方針の御検討の際にも、基本的に基本方針の一、二、三に係ります広い範囲のものから選ぶのが望ましいという話で、この場でもございましたお話といたしましては、例えば基本方針の一の特定事業の選定のところ等におきましては、公的財政負担の算定方法、また、リスクの評価、現在価値の算定方法等の評価基準の問題。広く申しまして、バリュー・フォー・マネーの算定・評価をどのようにしていくかという点。

また、基本方針の二でございます民間事業者の選定の関係におきましての評価基準の客観性、また透明性の向上性に関する事項。

あるいは、基本方針の三でございます規定事項等のうちの協定等においてどのような点を規定すべきかという事項。

また、これらのところを引くくめましたようなところで、それぞれ実施方針、あるいは協定におきまして、標準的に記載すべき事項、あるいは記載方法、このような点が御議論として挙げられていたかと考えているところでございます。

極めて広い範囲、かついずれも重要な問題かと考えるわけでございますが、ある面で申

しまして、時間、あるいは委員の先生方の労力の制約と言ったようなこともございますので、果たしてどの辺の分野を重視してまずやっていくか、あるいはどういう順番でやっていくかという点も場合によってはあるかと存じますが、その辺が1つの大きな議題かと考えております。

次の、どのようなやり方ということでございますが、まず1つは、部会で御検討いただく。この場合、いわば事業推進部会の問題と、評価基準部会の問題、細かく言っていきますと先ほど申し上げましたようなものにつきましても、これは評価基準、これは事業推進と分かれてくるわけでございますが、ある意味で申しますと、当初の段階におきましては、特に問題点の整理等、関連するということもありまして、基本方針の時と同様に当面合同部会で御審議いただくかといったような点があるかと存じます。

さらに「等」とございます点につきましては、先々細かくなっていた場合、例えばワーキンググループをつくるとか、そういうようなことがあるかということでございます。

次は、まずいろんな方々のヒアリングを行うというのが通常の方法かと存じますが、それをどういう形で行っていくか、また、相手方はどうなるのか。まず委員、専門委員の先生方から、例えば1週間くらいの間にもまず候補を挙げていただくということも1つかと存じますし、また、一般にヒアリングに出て、物申したいという方を公募するというのも方法かと存じます。

もう一方におきまして、ヒアリングの相手といたしまして、民間の方ということと、いわば公共の方と言いますか、特に当面で言うならば、いろいろやっておられる地方自治体ということになるわけでございますから、地方自治体の方々と民間の方々、あるいはその周辺ということで学識経験の方とか、そういうことがあり得るかと思いますが、その辺の実体的な相手の問題とその選任の問題ということかと存じます。

次のところの「公共部門の実務的意見をどのように吸収するか」という点でございます。これはある意味で申しまして、民間部門の実務的意見という点について申し上げます、非常に実務経験の豊富な方々が専門委員としてこの委員会、部会の審議に御参加いただいているわけでございますけれども、一方で公共という点でございますと、鶴崎専門委員、お一人というようなこともございます。

また、従来基本方針の辺りにおきましては、どちらかと申しますと、関係省庁、自治体等の意見につきましては、私どもPFI推進室が事務局としてとりまとめるような形で申し上げたという点もございますが、非常に実務的な話ということだと、生のものの必要性があるんじゃないかといったような点、そういう点について、公共部門側の実務的意見をどのように吸収していくか。もちろん、ヒアリングに出ていただくのは1つの方法でございますし、また、実務レベルの方に、私どもをある意味で補佐するような意味でも、ある程度同席していただくとか、そんなような方法もあるかと存じます。

「その他考慮すべき事項」という点で、これはだんだんとまとめていった段階でございますが、例えばどの辺でまとまったものをある程度一般に示して御意見を伺う、いわゆる

パブリック・コメント的な措置を講じるかとか、そういうような点。どのような点を考慮すべきか。考え得る点というのをごくおおざっぱにまとめますと、ほぼこのようなことかというように考えまして、メモを作成させていただいたところでございます。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。なお、これから御意見を頂戴するわけですが、資料の取り扱い、今日は3点ありますね。

資料1「ガイドライン・フリーディスカッション用メモ」は、審議の途中でございますものということであり、ガイドラインについての検討状況に照らして、適切な時期において公表することにさせていただきたいと思っております。当面非公開の取り扱いとさせていただきたいと判断いたします。

では、忌憚のない御意見をどんどんお出しください。お願いいたします。

A委員 PFIはどうしても地方財政との絡みがあります。それでいわゆる八コ物ですとか、それを助けるためにです。それから道路ですとか、そういったことに入っていき可能性が非常に強いんですが、これは黙っていてもそっちへ入っていくんですね。一番地方財政を本来的に助けるのは、その運営のサービス部門なんですね。サービス部門ということで考えていきますと、例えば、これは非常に法的に難しいんですが、いわゆる病院の問題、国公立病院、地方の市民病院等々、あれはなぜだめかと言いますと、ほとんどが赤字なわけです。

なぜだめかと言いますと、中に人事評価が入っていないんです。これ人事評価をやるとするのは革命的なことなんです。そうしますと、患者が来ようが来るまいが、全然自分の評価には関係ないということになりますと、サービスを悪くすれば楽ができるというような仕組みになっていて、全部赤字になっていくわけです。

法的にも問題なんですけれども、私は病院もいくつか持っていて、患者というのは必ずいるわけで、ロケーションさえ間違えなければ、完全に黒字部門に転換できるというものなんです。

国公立病院ですとか、例えば地方自治体の病院というのは、大概いいロケーションのところにあるということからいきますと、これは恒常的な赤字構造を、そういったものを直していくというのは、これはPFIはびったりだと思っているんですが、そういったことを今、法律で認めておりませんので、非常に大きな問題かなと。

こういったものもどうやってこのガイドラインの中に付け加えていけるのか。当面、病院が無理であっても、ほかの形のものもあるわけで、そういったものをどういうふうにして表現してやっていくのか。まだいろいろあるんですけれども、そういう分野もあり、象徴的に病院の問題を申し上げました。

これらについて御考慮いただきたいと、こう考えております。

樋口委員長 考慮というのは、漠然としてますが。

A委員 入れていただきたい。

樋口委員長 そういうことですか。これは誰にお答えいただいたらいいんですか。

白須室長 お答えという形のものにはなりにくいと思いますが、ある意味で申しますと、いわばガイドラインに引き直すような形で申し上げますと、サービス提供を建設とか純然たる管理とかいうもの以外のサービス提供というものが、どのようにPFIの中で把握されていくかというようなことが大事になるんじゃないかと思うわけでございます。イギリスなどの場合でも、建設とか管理とかそういうところを、PFIの形で出したということもあるやには聞いているところでございます、ガイドラインという形ですと、やや横断的な話でございますので、1つひとつの事業で病院がどうなのか、あるいは駐車場がどうなのかという形で議論をしていただくのはなかなか難しいかとは思っておりますが、そういう点からしますと、ガイドライン的な観点で言いますと、サービスの提供のところが今後のガイドラインを判定していく際にどういう形でもって扱われていくかというような問題ではないかと考えております。

A委員 病院というのは端的にわかりやすい例ですから申し上げて、これは私は難しいと思うんです。現在の法律の下ではね。どちらかというところ、ガイドラインをつくる場合につくりやすいのは、いわゆる建造物、及びそれに付随するサービスというようなことになりかねない。サービスだということもあるわけですから、その辺のところをどういうふうに書き込んでいただけるかということだと思っております。

樋口委員長 どういうふうに書き込んだらいいですか。

A委員 これは御専門がいらっしゃるんでお任せしますが、私が書くとめっちゃめっちゃになってしまう。

樋口委員長 その問題に関連しますか、どうぞお願いします。

B委員 今の病院のサービスの評価というところが出ましたので、消費者とか住民の立場から見るというところで、ガイドラインのところの重点ということで申し上げたいんですが、基本方針の3ページの3特定事業の選定及び公表の(3)のところ、今のお話になったところと通じるかと思うんですけれども、公共サービスの質は、定量的が望ましいけれども、定性的な評価というのでも検討すべきという話がありまして、ここの公共サービスの質の評価というのをどのように行っていくのかということは、私としてはガイドラインに是非盛り込んでいただきたいと思っております。

もう1つ、消費者から見て気になる点というのが、基本方針の5ページの(7)として、透明性の確保の話が出ているんですけれども、これは選定過程の透明性の話が出ているんですが、これもサービスの評価と併せて、どういう選定過程をしたのかというのは消費者、住民としては知りたいところで、透明性を確保するための資料というものが一体どういうものを指すのかということもガイドラインでは入れていただきたいですし、評価と透明性のための資料、両方とも公表ということになると思うんですけれども、その公表の在り方ということが信頼の置けるPFI事業という点では、住民からの信頼とか消費者からの信頼という点を勝ち取るための方法としては非常に重要だと思っておりますので、この辺り

はぜひガイドラインで力点を置いて書き込んでいただきたいと思います。

樋口委員長 わかりました。今、A委員、B委員からのお話に関連して御発言ございますか。

C委員 非常にごもったもな話なんでございますが、サービス業務というのは公共事業の中で、サービスだけ独立しているというのはあまり事例としてなかったものですから、それを具体的に事業としてどうやって取り上げたらいいか。サービス業務の水準もありませんけれども、そういうものはある程度例として挙げてあげないと、事業として取り上げられるのかどうかという判断があります。その意味で、一とか二のところの議題だろうと思います。

もう1つ課題をおっしゃっておられまして、病院が難しいということもございまして、実は公物管理だとかいろいろ民間が入っているときの難しさというのはここでも既に挙げられているわけです。それは四のところに挙がっていると思うんです。参入障害と言っているのかどうか分かりませんが、この辺はどのように参入を容認するかということだろうと思うんです。7ページの四の1の(4)のところに、さまざまな法制上の整備が必要だということになっていると思いますけれども、これはいろいろあるんだろうと思いますが、今の御指摘のような病院がなかなか参入できないということもありますし、ほかのサービス業務もありますし、そのほかサービスに限りませんでしょけれども、法制上の整備が必要なところもあると。この2つに分かれるんだろうと思うんです。

先ほど白須さんは、一、二、三と、確かにその部分が大きな分野なんだろうと思いますが、こういう障害があるようなものをどうするかということも、容易にしていけることが重要なことだろうと思いますので、ガイドラインという格好になるかどうか分かりませんが、この辺のところを入れておく必要があるんじゃないかと思いました。

樋口委員長 Cさんの言うのは、どこに何を、どういう形で入れるんですか。

C委員 一、二、三とおっしゃっていましたので、四でも検討事項がありますねということをおっしゃったわけです。

樋口委員長 今、白須さんのお名前が出たんですが、どうですか。

白須室長 その点で申し上げますと、いわば一、二、三というのは、一が事業の選定、二が事業者の選定、三が実際の実行及び協定と、こういうことでございます。この辺が実際にどういうふうにやっていくかという、PFI事業についてのいわば指針になっています。四の部分というのは、「政府は」という書き方で始まっているわけで、政府がこういうような財政上の措置を取る、あるいは法制上の措置を取るという形でございます。ガイドラインということですが、通常言っているガイドラインということでございますと、この基本方針を具体化して、具体的な姿を示して、実際の事業者の方、これは公共の方、あるいは民間の事業者の方々が、それを見ることによってやりやすくしていくというイメージという点からしますと、政府がこういうふうにしるというふうにご指導する、委員会がガイドするというのは、ちょっと性格の違ったものであろうというふうにご考えています。

D委員 今回の点なんですけれども、この前基本方針が出されてから自治体の方はもう一歩進めなきゃいけないというのでかなり熱心に考えていらっしゃるというのは事実ですね。とにかく付き合いでも何でも何かしないといけないというふうに考えていらっしゃいます。

ガイドラインというのは、コアをつくりますと、ただの案内ではなくて、やはりある方向に導くという側面というのは、それを受け止める方は受け止めると思うんです。その点で考えますと、最初に白須さんがおっしゃった評価、リスク全部大事なんでありますが、自治体の人と雑談等で話をしておりますと、1つはリスクの問題で適切なリスク分担ということがあるわけですが、自治体の皆様はどうしても公共事業のときと、それから第三セクター方式のときのイメージを持っていらっしゃって、結局、何か考えているうちに、リスク分担のところ第三セクターとの区別がつかなくなってしまう、これはどうしても出てくる問題なんです。

そこのところは、事業によって随分性格が違うんだと思うんです。どういうふう書き込んでいくか、ガイドラインの内容としては大変重要なポイントかと思うんです。あまりガイドし過ぎてはいけないのはおっしゃるとおりなんです。

もう1つは、自治体の方の話を雑談で聞いていますと、いろんな規制緩和とか法制上の必要な措置については、政府の方は考えてくれるんだと書いてあるんだけど、本当なんだろうかということが、いろんなことを、ここでも既に話題になっておりますが、土地の利用の問題だとか、言えば本当に考えてくれるんだろうかというふうなことはあります。その辺のところも、考えてありますよという書き方はできないかもしれませんが、持ってきやすいようなガイドラインにする必要があるんじゃないか、そういうふう考えます。以上です。

E委員 今回のCさんとDさんのおっしゃるとおりだと思うんです。

基本的にどういうふうに進めていくかということが我々の推進委員会の大前提ですから、自治体がやりやすいよう、あるいはガイドラインを出せばそれに従っておそらくやってくれるでしょうという前提だと思います。

本日の発言の中には、自治体等事業主体がやりやすいようにするためのガイドラインの話と規制緩和についてのガイドラインなり何らかの検討という話の二つの話があったと思うが、先ほどCさんがおっしゃった特定の規制緩和の問題は、ある意味ではガイドラインという形で出すのがいいのか、我々には推進部会と評価部会という2つがありまして、推進のために何をしたらいいのかという議論をもうちょっと積み上げる必要があるのかなということ、それから、このガイドラインでは決められないということがかなり多いと思うんです。

一方で今、D先生がおっしゃったように、これを出せばガイドラインという形でかなり引っ張っていくところもあるわけですから、その辺少し慎重にならなければならないこともあるのかと私は思っています。規制緩和と言いますが、やりやすい環境をつくるという意味では非常に重要なことなのですが、議論の中で、ガイドラインの中でするのは

ちょっと限界があるかなというイメージをちょっと持っています。

樋口委員長 Fさん。

F委員 今のお話を伺っております、白須室長がおっしゃったように、いくつか頂戴いたしました実施方針がございますけれども、私たちも弁護士として関わっている段において、実務上の参考指針とおっしゃったところが非常に欠けておるので、1番目の問題と2番目の問題を多少ごっちゃにしてしまいますけれども、実際に御苦労なされた自治体の方のお話を一回伺ってみて、先ほどお話のございましたVFMのところでは一体どう考えればいいのだろうか。そこを間違えますと、議会からつるし上げを食ってしまうと、そんなことがあっていいことがどうか分かりませんが、それは説明つかない。では、PFIはやめにしようかと。こういう話が私には聞こえてくるわけなんです。ですから、そこから辺りの問題、これはいくつか進めていく上で非常に難しい問題があるはずですので、幅広い方に伺いたい、これが私としては1つあります。

それから、2番目に、D先生おっしゃったようにガイドラインという形で出しますと、これは実質上決めてしまう要素が極めて高いたらうと思います。当初、これが始まったときにPFIというのも日本で前例があったわけではないものですから、言葉が過ぎますが、いろんな形で実験をやってみましょうと。その中で何が一番適切であるかということを経験、我々考えていかざるを得ないと思いますので、できればやや幅の広いとらえ方をし、いろんなケースがありますと。それぞれのケースで一生懸命地方自治体の方が考えられておられると思いますので、これしかないというのは、他方、非常に恐ろしい、非常に危険なことだと私は感じております。

したがって、いくつか分野を選んで、なるだけ自治体の方なり、実際公募なさっておられる民間事業者の方、これは相当御苦労になっているはずなんです。私の経験で言うならば、東京都で、あれはあれなりに非常に苦労したんですけども、これでは性能発注になっていないじゃないかという批判が他方でものすごく出ているわけです。いろいろ入札のとき条件をきつくすればそう言われるし、条件がよくわからないと、民間事業者としてはやっていられないと。コストがかかりますから、そここのところの話をちょっと伺いたい。白須室長のお言葉のとおり少し実務的なガイドラインとして、指針になるようなところを挙げてみれば、それが目下のところVFMというものが非常に大きいというふうな感じがいたします。以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

G専門委員 今お話を聞きまして感じましたが、実務的な観点からガイドラインというのは何かと申しますと、これは基本方針にも記載されてますが、手法、手続、規範に関する実務的な在り方、こういうふうイメージとしてとらえています。ただ、私、ここ数ヶ月、個人的にさまざまな自治体の御相談を受けたり、事業官庁の研究会等に出て、いろんな側面で自治体さんの生の声を聞いています。非常に自治体さんでも具体化に向け議論が活性化しているし、何とかしなければいけない。先ほどF先生のおっしゃられたさまざま

な課題というものを何とか御苦労の揚げ句実践する方向に向かっているわけです。ですから、この意味においては、私は優先度を考慮するというのは絶対必要だと思います。それとともに、その優先度の判断に際しては実務上役に立つものでないと意味がないとともにやはり公共施設等の管理者等が混乱しないような配慮が必要です。法及び基本方針の上で定められた内容というものは、確かに実務的によくわからないところもあるわけです。これを実務上解きほぐすことができれば、これは案件を推進する上で参考になると思いますし、さまざまな先生方のお話を聞いていますと、そういうイメージじゃないかと考えております。そういった意味におきましては、先ほど白須さんがおっしゃられました基本方針の一項、二項、三項が重要で、プライオリティーの順は、まず評価の在り方、バリュー・フォー・マネーの考え方、やはり一、二、三の順で重要度というものが出てくるんじゃないでしょうか。現在マーケットでは自治体の方々がいろんな御苦労をしながら、そもそもバリュー・フォー・マネーというのは何なんだろうか、評価の在り方、選定の在り方はどうあるべきかを議論し、これを基本方針に沿って何とかやりたいと考えているわけですが、やはり実務的に役に立つものとなりますと、まず評価の在り方、バリュー・フォー・マネーの在り方、抽象的になりますが、例えばこの一、二、三はサブ・アイテムにしますと、各々10個くらいに分かれる。その中において留意すべき事項、先ほどB先生がおっしゃいました問題とか、第三セクターの混乱という問題等は、この中にすべて入るわけです。ですけれども、まず必要なのは、案件形成に係わる考えであり、その辺のところの御議論を集中的にやって、やはり段階的、漸次的にわかりやすい実務的な指針を出すことが必要ではないかと思えます。

それとともに、実はC先生のおっしゃられたことも私も考えてはいるわけなんですけど、おそらくヒアリングをしたり、具体的なガイドラインをやっていきますと制度的な課題の問題がどうしても出てきます。この解決は、推進委員会の権限には入りませんが、その在り方を検討する事は重要で、先ほど先生がおっしゃった議論を詰めないとそういったものがフォーカスされず、またクリスタライズされないということになってくるんじゃないかと思えます。ガイドラインを頭に描きながらも推進委員会の役割は、円滑なる法の推進を図ることですから、どういう課題があるのかということ念頭に置いた上で、実務指針をまとめ、なおかつ課題も同時並行的に整理されたいかがでしようか。こういうことを実務的には考えています。

検討の進め方についても若干意見を述べさせていただきたいと思えます。

おそらく期末で皆さん忙しいんで出ておられない。非常にもったいないお話でございますので、ぜひとも実務的な検討の進め方に際しましては、書面による意見の提出、あるいはオープンな形での議論ができるようなことをしてはいかがでしようか。

例えば、この委員会は国の審議会みたいな運営方針ですが、国際会議とかA P E Cの会議では実は電子メールを使ってメーリング・リストを使いながら、参加されない方々も意見が言えるようなシステムになっている。これをオープンな形で透明的に行政側がまとめ

上げる。そうすることによって、お忙しくて、参加されない先生方も参加されるわけです。そういう形で意見を吸い上げる方が国の審議会としては新しい方式になるんじゃないでしょうか。あるいは、皆さんお忙しくて出てこられなくても、何とか御議論に参加されながら、実のある御議論というものができるといいと思います。

それと、公共部門の実態の聴取というのは絶対に必要じゃないかと思います。

実は私一部の地方公共団体にいろいろと御相談を受けまして、いろいろと勉強してきた。今ある課題、自分たちの考えていること、何とか政府に対して御報告申し上げたい。是非とも事業官庁に御報告したくて、どこに御報告したらいいかわからなかったものですから、明確に言えなかった等というお話がありました。既に報告書を書いている、課題を正確に把握しているあるいは政府に対して意見を言いたいという自治体が、おそらく事業官庁さんレベルでは把握していないでしょうが、フィールドでは我々の方に御相談が来ている。これは民間だから、多分聞きやすいということがあるんじゃないかと思いますが、是非ともそういう自治体さんのお声があるならば、研究報告書を吸い上げる。あるいは課題の認識があるんだったら、本当に実務上何を助けたいんだろうかということを経験の先生方に把握していただくためにも、是非とも地方公共団体の聴取を進めていただきたいと思っています。

また、一般論、形式論で言ってもしょうがない。おそらく対象を明確に区切って、何が問題かを明確に聴取する必要があります。実施方針や評価の在り方等という問題に関わってくると思いますが、おそらくちゃんと今まで真面目にやっていた自治体さんを選べば、面白い議論が展開できるんじゃないかと思ったり、国の機関としての推進委員会で大きな課題を吸い上げることができるんじゃないかと思ったり。

一般企業からのヒアリングというのは、これも一般論ではだめで、問題を明確にフォーカスしながら、どうあるべきかのヒアリングを実行すべきじゃないかと思ったり。

以上でございます。

樋口委員長 大分いろいろ問題が出ました。Hさん。

H専門委員 ガイドラインのイメージそのものは私自身もまだはっきりしておりません。どんな形で表現をしていくのかという具体的なイメージがまだちょっと固まっていないのであれなんです、プロセス等の中でちょっとお話をさせていただきます。

今、G委員からもありましたように、両方になると思いますが、やはり現状既にいくつかPFI、あるいはPFIに近いという形で公表されて、プロセスが進んでいる案件がたくさんございます。多分、片手以上の数、ある程度それに近いものがあると思うんですが、是非そこに参加されている、特に民間側も含めて参加されている方々からヒアリングをするというのは非常に大切かなと。要するに、実際のプロセスに参加してどういう問題があったかということが大切だろうと感じます。

もう一つ、最初にお話の出ましたサービスの話ですけれども、この法律そのものがもと公共施設等ということが付いていますから、必ずこれは施設が付いてきてしまうのが

日本のPFIの最初からの成り立ちだろうとは思いますが。ただ、話の中にありましたように、施設の建設・維持管理・運営ということもあるんですが、今出てきていますいろんなのを見ていますと、少なくとも建設と維持管理までは、皆さんPFIと言うとセットかなというのが大体定着してきたかなと。当初は建設と延べ払いという感じもなきにしもありませんでしたけれども、大分いろんな話が出ているのはそこまでは来ましたが、A委員のお話のように、運営というところについてはまだ皆さん、発注者側の方々もイメージができておりませんし、民間の方も、そもそもどこを運営していいのかというイメージが非常にあると思いますので、この部分はかなり時間のかかる問題でしょうし、深いところまで入って行って、官が提供されているサービスの運営に民間が参加するというのはそう簡単に行くものではないかと思えますけれども、やはり1つのセットの中の非常に重要な部分としてはフォーカスをしていくのは必要ではないかと思えます。

樋口委員長 ありがとうございます。Iさんお願いします。

I 専門委員 2点ほど。

今、Hさんからお話も出ましたが、例えばこの間報告いただいた実施方針で千葉市の件、あるいは常陸那珂港の件等があります。

1つは、我々自身が急がないと、既に出ている実施方針が参考にされて、ほかの自治体がやっていくときに、だんだん伝言ゲームみたいに全然違う方向にいつてしまっていて、本来の我々が思っている仕組みになっていかないんじゃないかということもあるんで、この委員会としてどのアイテムからでもいいと思うんですけども、早く1つの形を出していくというのが1点目。

もう1つは、その場合に、やはり我々はあくまでも政府の委員なり専門委員でありますから、法律をベースに当面のガイドラインはつくらざるを得ないということなんですけど、ただ、PFIをおやりになっておられる他の研究会でもそうだと思うのですが、我々もいろいろやってみると、例えば国税を考慮するかしないかによってバリュー・フォー・マネーはころっと変わってしまうような非常に大きな影響がある。いわゆる今ある法なり税制によって答えが決まってしまうようなケースがたくさん出てくるわけです。

それに対して我々が現時点で、こうあるべきだと、この法律を変えるべきだということは、とてもガイドラインでは言えないわけありますから、そういうものが別途議論されて、それを受けてガイドラインが変わっていく、変えられていくという、いわゆる逐次更新をされていくような仕組みを前提としてガイドラインをつくっていく必要があるんじゃないかというのが2点目。スピードの問題と更新の視点を是非お願いしたいと思います。

J 専門委員 今、お話があったことに若干つながっていくんですけども、今、地方自治体の方でこのPFIの事業を推進するに当たり、その手順、プロセスをどういうふうにするのかということについて、その理解に若干の混乱があります。それはどこにあるかと言いますと、実は私どもの今まで見てきた手順で行きますと、基本方針の後に実施方針がありまして、実施方針の後に特定事業の選定のための作業というのがあるんですけど、実は

この実施方針の前に何があるのかということなんです。

実施方針の前に何があるかということについて、できればガイドラインの方である程度方向性なり考え方を示してあげることができればいいというのが、私が今感じていることです。

と申しますのは、御承知のとおり、実施方針を公表後、従来型の公共事業コストとPFI事業コストの比較ということが行われて、その結果がもしPFI方式がいいということになれば、特定事業の選定ということになるんですが、実施方針の前に比較を行うということで理解をしている自治体がかなりあるわけです。

それは物の進め方からあるいは行政の立場から考えますと、前での作業というのは非常に重要な意味を持つわけで、実施方針を策定、発表した後に特定事業の選定をしない、すなわち従来型で行うということを決して公表するという点について大分違和感があるようです。ですから、その点について、実施方針前の段階での考え方、あるいはもしそれが作業ということである程度ガイドラインで示せるのであれば、それを示すことが必要ではないかなと思います。

それから、3ページのところを見ていただきたいんですが、(4)のところ、先ほど来話が出ているバリュー・フォー・マネーの問題なんですが、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の概要と併せて速やかに公表することとなっているんですね。ここはおそらく私が今実務的に地方自治体の方々とお話ししていて、一番優先順位としては高い。地方自治体ではこのPFIの手順がどんどん進んでいるわけですが、特定事業の選定を行ったときに、その判断の結果を評価の内容と併せて速やかに公表と言ったときに、今段階では公表できるかどうかということに問題があるわけです。

すなわちバリュー・フォー・マネーというのは、例えば先ほども出ていますが、リスクの数値化をどうするかとか、あるいは税金の取り扱いをどうするかとか、あるいは公務員の人件費の問題をどうするかとか、いろんな問題が実はバリュー・フォー・マネーの中に入ってくるわけですが、そこについての実はガイドラインがないということに今なっているわけですから、これを一日も早くこちらの委員会の方で整理し、そしてガイドラインとして発表するということによって、各地方自治体はこの手順に沿って間違いなく速やかに公表すると。それを見ることによって、これは行政も議会も、あるいは住民も企業も、PFI事業が選定されたということについて納得ができるというプロセスになるのではないかと思います。

1点だけ付け加えさせていただきますと、先ほどB先生がおっしゃったことで、5ページの(7)の評価の結果、評価基準の選定方法に関して公表するという点で、これはタイミングの問題があります。実はいくつかのプロジェクトが進んでいる中で、これが非常に重要だということがだんだんわかってきたんですが、これは行政側にとっても民間側にとっても非常に重要な意味を持つということで、このタイミングの問題については、これは当事者に任せるといふことにある意味ではなっているわけですが、もう少し時

期的に早い時期にこれが公表できるような考え方があってもいいのかなと思っています。

私が申し上げたい点では、このガイドラインに関して、何が一番実際の現場で求められているかということについては、バリュー・フォー・マネーということについての基準、あるいは基準になる考え方を一日も早く出すということが必要ではないかと思います。以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。K先生、どうですか。

K委員 聞いておりまして、皆さんの言っているのはもっともなことだと思っておりますが、今言われたバリュー・フォー・マネーの考え方ができれば、出せば最優先事項ではないかと思うんです。

そのときに、私自身も自分自身でどう考えたらいいかというのを、研究しているというとおおげさで、考えてはいるんですけども、いろいろなケースがありそうでございますで、なかなか難しい問題かなと思ったりしています。

いずれにしても、いろんな考えがあるにしても、このところを早くまとめ、それがいろいろなケースによっては1つにならないんだらうという気がするんです。ただし、違って、それなりにきちっと説明ができ、透明性がないと困る。

というのは、PFIの案件の中にいろんな種類のものがありますから、道路のように、これは実際にあるのかどうかは別として、現実にはないと思いますが、国や道路公団がつくっている道路の一部をつくるというときに、国がやっていたら税金を何も納めないという性格のものなんです。そこをどうするか。

それに対して社会政策上どうして必要だというので、今の病院のように、本来民間でやっても全くだいいものを、これだけの規模のものを民間に期待してもできないので、社会政策上、ある都市では公的にした方がいいと。そうすると、これは本来民間企業に近いものですから、その場合は民間でやれば税金を当然納めるわけですから、公的にしても税金を納めるのは当然だとか、いろんなケースが出てくるんで、1つのやり方かどうか、私ちょっと迷っていますが、いずれにしても、VFMが一番大事で、その意味では白須室長の言われた一、二、三というのがガイドラインの中心で、できるだけ書ける範囲で書くと。バリエーションがあるにしても書ける範囲で書くと。

四番目の方は、これは政府が決定するというような性格のものですから、これについても並行してある程度この中で議論をしていって、まとめて言うべきものがでてくれば、書けるものは書いていくし、出していくという、それがいいかと思っております。以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。Lさんどうぞ。

L専門委員 PFI自体、基本方針が出されまして、これから公共サイドも民間サイドも新しいフィールドに入っていくわけで、法律については、5年後に見直すといったところも書かれております。そういった意味であまりがちがちな書きぶりじゃなくて、当然わかりやすさみたいなものは求められるでしょうけれども、地方公共団体もガイドラインに沿ってそのとおりルーチン・ワークをやればいいんじゃないかと、やはりイニシアチブを發

揮できるような「遊びしろ」というんですか、余裕は残していただければと思います。

もう1つは、いろんなテーマが出てこようかと思うんですけれども、イギリスでもタスクフォースはガイドラインをでき上がった順に1つひとつ、パーツ、パーツでステップの在り方とかリスクの考え方とか、選定の仕方とか、できあがった順番に公表されています。どういった進め方というのはこれから議論されますけれども、適宜公表されていく、あるいはそれをリバイスして、また公表するというくらいのつもりで、あまり推進委員会が出したのに対して全部責任を持つというところまで詰めていくと、いろんな議論が起きるんじゃないかと思います。

そういった意味で、先ほどJさんの意見にございました、プロセスの議論というのは、なかなかお互いに理解されていないようなところもございます。PFIの進め方あるいはプロセスについてもできるだけ早くガイドラインを出していただければという具合に思います。

K委員 私コメントとしようと思って忘れてしまったんですが、前半で言われましたプロセスの議論ですね。これは非常に誤解されているんじゃないかという気がするんです。知っている人は皆わかっているつもりでいるんですけれども、知らない人は全然誤解をしているところがありまして、ここのところは今、Jさんが一番明確に言われたと思うんです。これを繰り返すのは変な話なんで、ガイドラインで言うのは変な話で、だれか教科書に書くか、パンフレットに書くか、雑誌に書くかという性格で、私もそういうのを書いているつもりなんですが、何かする必要がありますね。ただ、ガイドラインに入れるというのは、いいんですか。一番最初に2、3行書くのは構わないですかね。そういう感じを受けています。

樋口委員長 今、皆さんの御意見の中で、少しいら立ちというか、遅いんじゃないかというのがありまして、実は私、この問題大体三年半くらいかかっているんですが、こんなにかかるとは最後の段階まで思わなかったんです。議員立法ということになりまして、非常に先生方忙しかつたので、なかなか進まなかったということもあって、先生方も大変だし、我々も大変だったということもあったんです。それだけにいいものができる可能性があるわけです。

実は戦略会議をやったときに、Eメールが1,500くらい来たわけです。その辺を先ほどのお話のように広げるといのは、いいんですけれども、大変で、だれが整理するかとなると、また、どういうふうにさばいていただくかということで、ある程度私の勝手ですが、実は両部会長に任せていただくのがいいかなという感じがしているんです。

白須さん何か御意見ありますか。

白須室長 ちょっとお伺いしておいた方がいいのかなと思うのが、従来基本方針のときに、協定の書きぶりとか、リスク分担について、大分いろいろ御指摘があったかと思うんですが、今日は割とバリュー・フォー・マネーのお話为中心で、若干、リスク分担のお話もあったわけでございますけれども、比較的そちらの方が、いわば一のところ非常にあ

れで、三の方の御発言はあまりなかったような感じがするんですが、その辺はいかがですか。

樋口委員長 三の方について何かありませんか。何もなければそれでいいんですが。内政審議室長何かどうですか。

竹島内政審議室長 一番お願いしたいのは、政策課題みたいな規制緩和とか制度改正を含めた政策課題というグループのお話と、この基本方針を実施に移すための位置づけ、いわば実施方針と基本方針の間をつなぐ役割ということかと思いますがそういうお話と、両方あるので、先ほど部会長が整理してくださったと思いますけれども、推進部会において、どういうふうに変更すべきだということについては、それは別途どんどん言っていただいでよろしいと思うんですけれども、そこは是非分けていただきたい。

それから、私が伺っていて思ったのは、G専門委員がおっしゃったような、とにかく生の声をしっかりと聴いて、ピンボケしないガイドラインにしていきたいなど。ですから、実際に苦労しておられる方のお話は是非早めに聞いていただいて、それでなるほどここが問題かというニーズに合ったことで、また追加すべきものがあれば追加していただくという形の方が、欲しいものが後から出てくるというのではなくて、欲しいものは早く出してあげるといふ、全般的にペースがこれまで遅れておって委員長にも怒られているわけですが、ならばなおのことそういうふうに進んでいただければと思います。

樋口委員長 総じてこれほどもめたというのもあまりない。議員立法というのは本当に難しい。金融法案のときも私はつくづく感じましたが。

議員立法はぼちぼち定着してきましたし、国会の図書館の方も、私の調べたところでは、こういう問題などを極めて整理した注目すべきものを持っているんですね。そういう点からいくと、そう言ってもいいかと思います。

そろそろスピードアップして、早く終わらぬとしようがないですから、時間をかければいいというものでもないので、どうぞひとつ御協力をお願いしたい。ほかに何か御意見ございますか。

K委員 続きでよろしゅうございますか。

やはりここにいる方々は、それぞれが個人としていろいろ関係されていると思うんですが、生の声を直接の自治体の方からヒアリングを早急にしまして、そのものごとに議論するというのが大事ななという気がしています。担当者は本当に真剣に考えているはずですから、少し集中的に聞いてはどうかというのが一番先の仕事かなという気がだんだん出しました。もちろん、議論はここでしましたように、何に重点を置くかというのはあるにしても、とにかくできるだけ集中的に聞くと。

それから、G専門委員の言われた意見の聴取というのは、私、誤解をしてなければ、ここに出席していない委員の意見をメールで聞くようにしたらどうかとか、書面で出してもらったらどうかという意味かと思ったんですが。

G専門委員 一般的に議論そのものをそういう形式にしたらどうかと。いわゆる審議会

みたいに会うことも大変でございますし、それでしたら、その過程に皆さんが入っていただければいいんじゃないですか。

西野部会長 今、委員長からも部会長宛てに宿題が出かかったものですから、今の時代でパブリック・コメントを求めるといのはどうしても必要な時代ですから、ヒアリングをして、ここで少し作文をしまして、たたき台ができた段階で、当然公開をして、ウェブ上で意見を求めるといのは必要だと思います。

ただ、大変な作業になる割には成果が少ないんです。私どもも事務局も大変な努力をする割には少ないのです。しかし、それだけの成果は出ますから、是非それはやらしていただきたいと思います。

1つはヒアリングをやるということと、取り挙げるテーマも今までの段階でかなり出ているんで、それもおのずから聞いているとわかるんじゃないか。たたき台をできるだけ早く仕上げまして、今までの遅れを取り戻すためにも、その段階で一般の意見を見ると、こんなことを考えました。

E委員 フリーディスカッションのメモについてもいろいろ議論して、大体網羅されてきたかなと思うんですが、いくつか気になる点というか、もう少し考えた方がいいのかなと思うのがありまして、1つは、「公共部門の実務的意見をどう吸収するか」という話、1つは、ヒアリングを早急に集中的に実施してということもあるかと思いますが、おそらくそれだけでは十分ではないと思うんです。

冒頭の御説明にもありましたように、委員、専門委員の中でお一人しか地方自治体の方がいらっしゃらないということもございまして、この辺、少し強化をしてはどうか。何らかの措置を図る必要があるのではないかと思います。

もう1つは、部会で行うか合同部会で行うかということなんですが、これも少し御意見を伺ったらいいのかなと思いますのは、いろいろ関連するところがありますので、どちらかという、これも合同で議論した方がいいのかなというふうには思います。

ただ、一方で今まで出された問題がかなり具体的、かつ詳細に分かれているということですから、これを集中的に合同部会でやるというの、かなり時間的な制約もあるということで、その辺も少し配慮をしたような運営の仕方と言いますか、先ほどG専門委員がおっしゃったように、出ていない人もメールでやり取りできるという、一般的なものだけではなくて、委員の中でもそういうのがあるかもわかりません。また、組織としても、もう少し細分化して議論をした方がいいのかなという感じをしております。

B委員 ガイドラインの中に直接うまく入る話かどうかわからないんですけども、今、地方自治体の方はこのメンバーの中に一人というお話だったんですが、一般国民も私一人なんです。お話を聞いていると、皆さんすごい専門家で、地方自治体でやっていらっしゃるのも、こういうところが問題というのがわかっていらっしゃるんですけども、私がこういう委員会に出ていて、一応今日はこういうところに来まして、活動日誌的なものを月ごとにまとめて出しているんですが、やはりわからないですね。PFIというのは何を

やっているのかというのがなかなか説明をしてもわからない。

先ほどK先生の方から出ましたバリュー・フォー・マネー、これを最優先してやるべきだというお話があったんですけれども、そこを最優先をして、それをどういうふうに一般の人たちに周知をしていくか。

樋口委員長 一般の人というのはどの辺を考慮しておられます。本当の話、PFIというのはわかりにくいです。これは一般の人と言ったって、B先生の考えられている人達というのはかなりレベルが高いのではないのでしょうか。

B委員 本屋に行くとき本が随分出ていますね。だけれども、例えば自治体で、友人で直接これとは関係がないセクションにいる人などと話をしても、まだうまくのみ込めないという話をなさるんです。だから、第三セクターは結構言葉としてはみんなの中に入ってきましたけれども、これもきちんと一般の人たち、国民の中に定着をさせていくための周知というか、それはガイドラインの中に入るのか、ガイドラインとは別な形でやるべきことなのかかわからないんですけれども、そういった広報周知というところの徹底みたいなことは必要ではないかと思っております。

樋口委員長 正直なことを言いまして、PFIという言葉は普通の人にはわかりにくい。何か日本語でいいのがありませんかと思うのですが。

J専門委員 今のB先生のお話なんですけれども、私ずっと地方を回って講演をしているんですけれども、最近1つの傾向として、講演会に地方自治体の議員が出てくる機会が非常に多くなっている。それから、おっしゃられた一般庶民というか、国民なんですけれども、これが例えば町の本屋さんですか、お菓子屋さんですか、そういう人たちがPFIの講演に出てこられているということなんです。

それは行政にとっても非常に重要なことなんですけれども、実はこれから公共サービスを提供するといった場合に、その地域の人たちが我慢をして、公共サービスをあきらめるか、あるいは自分たちがさらに追加的な負担をして公共サービスを受けなければならないという選択を、行政の方がこれはもう住民の人たちに、既に問いかけているんです。その問いかけの中でPFIという方式があって、これはこうでということで行政の方たちが住民の方に説明している地域があるくらい進んでいるところもあるんです。

そこまでいなくても、PFIという言葉がなくても、少なくとも行政の方々が住民の方々と一緒に公共サービスをどうしなきゃいけないかということを考えなければならないほど、今の地方自治体の財務構造は悪化、逼迫してしまっていて、そういう環境にあるんです。そういう意味では、おそらく我々がここで考えている以上に、自治体のところではそういう流れが出てきているということだと思えます。

その中で1つこれは重要ななと思っておりますのは、実はこれはガイドラインの中にできれば関係させたいと思っているんですが、実施方針の発表というのがあるんですけれども、実施方針の発表というのは、公にこういう公共サービスを提供するというのについてこれから行政が検討しますということを公表するわけです。公表した結果、よければPFI

でやるし、悪ければ従来どおりでやる。どちらにしても公表するわけです。そうすると、そこにおられる議会の方、あるいは住民の方でも、いろんな方がそれを見て、こういうプロセスが始まったな。では、自分たちの意見も言えるのだなという機会があるということは大変すばらしいことだと思うんです。

ところが、今、実際はどうかというと、実施方針発表、事業の選定は何月何日で、応募開始何月何日で、契約何月何日とか、要するに既定路線でだっとなってしまおうという形になっているんです。

確かに実務的にはそういうのが一番効率がいいことになるんですけども、やはり公共サービスの提供というところで、広く意見を求める期間というのは、せっかく実施方針の発表というところでワンクッションあるわけですから、それが生かせるような形のことを我々ガイドラインの中でも少し語れるといいなというふうに思っています。

C委員 B委員のおっしゃったことは非常に大事なことでございますが、これは基本方針の9ページの5に、推進委員会の役割として、広報というのははっきり1つの課題としてあるわけです。これはガイドラインはガイドラインとしまして、これは1つ重要な事項ですから、別途議論は機会をつくっていただいて、広報についてですね、広報についてどう進めるかというところが議論が必要なんだと思うんです。推進委員会の役割として現実にあるわけですが、これは必ずしもガイドラインそのものということよりは、広報をどういうふうに行うか。

樋口委員長 記者会見をずっとやってきていますが。

C委員 ここに「広く国民のPFI事業についての理解を深め」と書いてあるんですが、そういう広報活動について具体的に。わかりにくいところがあるから、広報活動というのは大事なことです。例えばインターネットでやるということも具体的にございます。広報においてもインターネットでどういうふうにしてやるかということが議論としてあるのではないかと。

樋口委員長 公開というのは記者会見で毎回やっておりますね。

C委員 私が申し上げているのは、PFIと言ったときに、具体的にPFIをわかっている人がそう多くはないでしょう。ですから、広く国民に理解を求めるためには、ガイドラインとは別にわかりやすく解説書をつくるか、その議論を別途やった方がいい。

樋口委員長 具体的に言ってみてくれませんか。

C委員 一言で言えば、ガイドラインというのは我々が議論して進めないといけませんね。これはこれで策定しなきゃならない。でも、国民に対する広報というのは別の議題として取り上げていただきたい。

B委員 私の意見が口火になったようなので、もう少し丁寧に説明をしたいと思います。例えばこれ民間資金活用となっていますね。その前に私たちがよくやっていたのが学校給食の民間委託という話があって、10年くらい前ですけども、そのときに質がどうなるのかというところで随分議論をしたことがありまして、今回の場合も地方財政の逼迫、それ

から地方の自主的な努力というんでしょうか、公共サービスを民間でやっていこうという、そのねらいはとてもいいと思うんですけども、学校給食の民間委託のときには随分住民から反対運動みたいなものが起こりまして、署名などを集めたりしたんです。

ところが、署名を集めるので一軒一軒回ってみると、なぜ民間がやって悪いのという意見をおっしゃる方が何人も何人も出てきたわけです。確かにそうです。公共サービスをなぜ民間がやって悪いのかという議論は本当に大きな柱としてあるわけで、そういうボタンの掛け違いみたいなことが起こらないような周知というんでしょうか、そこをガイドラインの中に入るのかわかりませんが、是非お願いをしたいと。

この考え方というのが本当に地方財政、地方財政に限りませんが、公共的な財政の圧迫の中では非常に有効な手段になるんだというようなことが丁寧に説明をされるべきだということを私は言いたかったということなんです。

樋口委員長 よくわかりました。各委員の先生方がみんな広報担当のつもりでやってもらわないと難しいです。PFIという言い方をせずに最初から民間資金活用という方がよかったですね。先生方どうですか。

K委員 全くそのとおりで、B委員の言うことそのとおりなんです。私はほかの方と同じくいるんな方で講演をして、本来は西欧の方ではほとんどが財政逼迫で始まっているんですね。しかし、財政逼迫で始まっても、国がやるより安くないといけないという2つで、ですから、今言われた給食問題などのような反対運動は起こらないわけです。ただし、透明性を出したときに、それは国がやるより高いのではないかと、こういう議論が出るんです。それで先ほどからバリュー・フォー・マネーが大事だという言い方をしているわけです。

ですから、我々、どうするかということなんですけれども、みんなが機会があるたびに言うことなんです。非常に簡単に言えば、法律の第1条にはっきり書いてあるんです。今まで国がやっていたものを民間の知恵を使って安くできればそれでいいのではないかと。その上に政府の財政が逼迫しているんで、民間にお金があるんなら、サービスをどんどん増やしましょうと。これだけのことで、そこでやればいいんですが、残念なことに、そういう講演会にはなかなか一般の人は来てくださらないんです。

それと書いたものも、なかなか読んでくれないんです。それで今おっしゃることになっているんです。それはちょっと考えさせていただきたいと思います。ガイドラインにそんなものを書くべきじゃないんですが、法律の第1条をもうちょっと短くして書くとか、一番最初に一言入れておくとか、そういうことを考えさせてください。

西野部会長 時間が限られていますから、議事を進めるために、私は今、E委員から言われましたように、当面、両部会の合同を何回かやりまして、個々の部会に振った方がいいというものが出たときに全員が集まるのは無駄ですから、そういう問題が起こったときには個々の部会で集まる、それが出来ない間は合同でやるというので、山内部会長、いかがでしょうか。

山内部会長 結構です。

西野部会長 そういう形で出たときに振っていくという形だと思います。

樋口委員長 両部会長の御了解が得られましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

P F Iというのは、そんなこと言わないで日本語でやってもらえないかというのはかなりある。どうでしょうか。

白須室長 法律は民間資金等活用事業です。

樋口委員長 では、これからはそれで行ってはどうですか。

E委員 ただ、前に民間活力という言葉が使われているわけですね。だから、誤解を招くのではないかと。

白須室長 特に民活の中に三セクが随分そのときにありましたので。

樋口委員長 わかりました。Cさんの言うこともよくわかるんだけど、具体的に何をやれということですか。

C委員 今日はガイドラインのお話でしたから、ガイドラインとは別に重要なことから、並行的に委員会が何かで取りあげていただきたいと。今日はガイドラインが中心でございますので、別にお願ひして、とりあえずガイドラインに戻りましょうということをお願いしたんです。

D委員 いろいろな機会でP F Iについて話をさせてもらっているんですけども、理解を深めているのか、誤解を増しているのか知りませんが、ガイドラインのことについて、さっきから急ぐようにという話があったんですが、したがって、この委員会相当な密度でおやりになるということで私も覚悟を決めたんですけども、バリュー・フォー・マネーが大事である。それからリクスの分担が大事だと。もちろん、いろんな大事なことがあります。バリュー・フォー・マネーの場合には、例えば民間の方の事業者の方が発意される場合には、この事業をやることによって、社会的費用便益分析と言っていますけれども、例えば50年、100年の間どういうふうなネットの便益が社会に出てくるんだろうか、こういうふうなものを必ず付けられると思うんです。しかし、これは理論的にはもう完成しているんですけども、実際に使うときには、大変な問題がある。

今までのことを言いますと、大体工事をやる場合には自分の都合のいいようなところだけをピックアップして、割引率も低目に設定したりして、いい結果を出して、財政当局を説得するために使うというふうなことだったんですが、今は随分改善されてきました。特に中央省庁の方ではマニュアル化をされて、いろんな事業を比べてどれをやるのがいいのかということまで、ある程度比べられるかなということまでマニュアル化されてきて随分信頼性が増してきたわけです。それでもまだ民間事業者の方が、仮に社会的な費用便益分析をおやりになってきた場合に、それをどういうふうに我々として評価するかというのは、これは相当専門的な知識も要るし、どういうふうなベースにのっとって社会的な費用便益を計算すべきであるかという点について難しい問題がある。

その辺の合意を得るのに、建設省の方でいろいろやったんですけども、一応つくるだ

けでも5年かかりました。大変難しいことがあって、両部会長にいろいろおまとめいただけるということでありますので、それをベースにしながらやっていきたいと思えます。

樋口委員長 ゆっくりやるわけにもいかないわけです。そのためのガイドラインというものをつくっているわけです。D先生の言われるように、ゆっくりやるというわけにはいかない。だから、本当に申し訳ないと思うんですけども、是非協力していただいて、早期にやりましょう。それで悪いところがあったらまた直せばいいんです。

そんなことを言って申し訳ないけれども、最初から100%というのは難しいんじゃないでしょうか。

A委員 完璧なものをつくれませんよ。

樋口委員長 あり得ないですね。これだけ優秀な人が集まって、PFIでこれ以上の人が集まりようがないでしょう。広報と言ってもなかなか難しいので、皆様によろしく頼みます。

テレビに出演した時などに何とかPRをしようと思説明するんですが、PFIというのはいわかりにくいね。民間資金の活用ということだけは何回か言っていますけれども、なかなかわからない。これは難しい。難しいからやるということに腹を決めてもらいたい。

そろそろ予定の時間がまいりましたので、本日のフリーディスカッションはこの辺でひとまず終了させていただきたいと思えます。ガイドラインについては専門的、技術的な事項が多く含まれていると考えられますので、まず部会で検討していただきたいと思えます。ガイドラインの検討は事業推進部会と評価基準部会の双方に関係すると思えますので、まずは両部会合同で検討に着手していただきたいと思えます。

その進め方については、本日の議論を十分踏まえまして、西野、山内両部会長で御相談を願いたいと思えます。このようなことでいかがでございましょうか。

(委員、専門委員より異議の発言なし。)

では、両部会長始め、部会の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

あと5分ありますのが何でもどうぞ。

J専門委員 何でもいいということですので。行政の方が大変最近、このPFIを理解されてきて、そこで気がついたことは、議会の議員の方が行政と同じPFIの理解を持っていないとその認識の差を埋めるために驚くほど時間がかかることと大変な作業になるということです。先ほど申しましたように、地方の議会から議員さん全員が聞くから来てくれないかというので、何度か講演をいたしました。議員さんに呼んでいただくときは行政の方が同席されるように、行政の方に呼んでいただくときには議員さんが同席していただけるようお願いしております。

議員さんと行政の方のPFIの理解が同じレベルで同じ考え方で進めば、突然あるところでストップがかかってしまうことにはならないと思えますので、地方の議員さんに対してどういう広報ができるのか。そういうことが1つあるかなと思えます。それから、これはB先生が言われていることで非常に難しいかなという気もするんですけども、やは

り住民の方をどうやってPFIの話し合いの中に、例えば講演会をやるときに、通常は企業の役員の方とか、行政の方とか、大体顔ぶれが決まる。そこにNPO的な方々にも入っていただいて、今、各都道府県皆さんいろいろなタイプのNPOがあって、それを行政が非常にそのNPOという組織に対して手助けをして、NPOが自立するようとか、新しいNPOを育てるのにお手伝いをするという環境が今できていますけれども、そういう人たちが講演会に入ってくれるような形ができると、その人が向こう側をかなりとりまとめてくれるみたいなところが出てきますので、そんな感じで広報というのは少しずつ広がってくんじゃないかなというのがあります。

それから、今私が講演会をやっていて、非常に感じていますのは、皆さんがライフサイクル・コストということに対して非常に関心と驚きを持っていらっしゃる。ライフサイクル・コストといのはイニシャルが、特に建築の場合にはイニシャルコストが全体の3割で、あと7割が運営期間にかかってくる。いかに運営期間の費用というのが各地方自治体における財政構造の中で、あるいは財政負担の中で大きいかということを経営の方も理解し始めて、それに対してどう対応しようかと。そこでPFIというのは、ライフサイクル・コストの削減ということで大きな機能を果たしますというお話をすると、行政の方も民間の方もある意味で理解の一致点みたいなものが生まれています。そういう面でPFIが皆さんの中にだんだん浸透する中で、ライフサイクル・コストというものの重要性が非常に広く認識されつつあるというのは、PFIの法律であり、それから我々の活動の1つの結果じゃないかなと思っているんですけども、一言。

樋口委員長 自信と励ましの言葉だと受け取りまして、大いに頑張りましょう。ひとつよろしく願い申し上げます。

この後の日程を事務局からお願いします。

白須室長 合同部会ということでございまして、4月7日、ちょうど1週間後でございますが、3時から永田町合同庁舎の3階の会議室で合同部会をお願い申し上げたいと思います。

樋口委員長 どうも御苦勞様でございますが、よろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。